

2025年5月20日

東京都教職員組合

書記長 高草木 直子

**[談話] 衆議院における給特法等改定案の可決に抗議 参議院における徹底審議と
長時間過密労働・未配置解消に向けた実効ある措置を求める**

5月15日、衆議院本会議において、給特法等改定案の修正案が可決されたことに抗議するとともに、参議院での徹底審議と、長時間過密労働・未配置解消に向けた実効ある措置を求める。

都教組は、2024年度以前から、全教・教組共闘連絡会に結集し、長時間過密労働・未配置解消に向けた実効ある措置を求めて、職場、地域からのとりくみを強めてきた。2024年5月に示された中教審のまとめには、時間外勤務手当の支給や授業の持ち時数縮減等、実効ある措置が盛り込まれず、逆に担任手当の創設や、都の主任教諭のように、教諭職を分化しメリハリある給与制度の創設等が入り、今以上に学校現場の分断と競争を強めるものとなっていた。

そこで都教組は、職場や地域での宣伝や懇談をひろげ、世論を喚起するとともに、全教を通して、職場・団体決議を政府に提出し、答申における要求実現を求めてきた。しかし、2024年8月末に示された中教審答申は、まとめの域から出ないものであった。このまま、来年度予算に反映され、実施に移されることとは、教職員にさらなる困難をもたらし、子どもと教育への悪影響を免れないとして、答申の具体化を阻止すべく、東京地評を中心とした都内の地域労組、民主団体にも呼びかけ、11月と1月に、共同の宣伝行動を強め、教育署名をひろげ、世論を高めてきた。それでも政府は、12月、そして1月に中教審答申を具体化し、文科省と財務省がすり合わせ、今年度の教育予算案に盛り込むとともに、給特法等改定案の政府案を閣議決定した。現場教職員の声、そして子どもや保護者、都民、国民の声を聞かずに政府案を国会に提出したことは到底許されない。

政府案は、教員の職務の特殊性に対して支給されている給与としての教職調整額を10%まで引上げるようとしているが、それは処遇改善とは言えず、今でも残業代の代わりだと認識され、教員の長時間労働が野放しにされている中、増額は、長時間労働のさらなる助長につながることは必至である。私学や国立学校、また民間企業と同様に、長時間労働の歯止めとなる時間外手当支給制度の創設こそ、不可欠である。

また、2019年に「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とする給特法とともに、月の超勤上限を45時間したことから、行政も管理職も「働き方改革」を推進しているが、学校現場ではタイムカードを押してから業務を行う「隠れ残業」や、とにかく「早く帰れ」と管理職が退勤を強いる「時短ハラスメント」が増加する一方である。実際、2022年に行った全教・都教組の勤務実態調査では、10年前よりも超勤が増えており、「働き方改革」が奏功せず、長時間労働が深刻になっていることが明らかになった。しかも、業績評価の対象に教員自らの超勤縮減が盛り込まれ、まるで長時間労働が教職員の責任であるかのようにされていることも問題である。修正案では月の超勤上限が30時間とされたが、対策を教育委員会や校長に求めていることから、さらなる「隠れ残業」や「時短ハラスメント」増、教員の自己責任が増長される危険がある。

長時間過密労働の要因は、国や自治体が正規教職員増、定数改善を行わないまま、1947教育基本法を改悪して、次々に国や自治体の教育施策を学校に押し付けてきたことがある。正規教職員を増やし、定数を改善し、トップダウンの教育施策、教育への政治による介入を見直すことこそ、学校で働く魅力をとりもどし、長時間過密労働・未配置の解消につながることは明らかである。(裏面へ)

また、「主務教諭」設置を可能としていることも大問題である。「主務教諭」設置により、学校にさらなる競争と格差、分断を持ち込み、学校における協力・共同の営みの阻害につながることは、主幹教諭制度導入から22年、主任教諭制度導入から16年経つ都の実態から明らかである。都の主幹教諭・主任教諭制度と給与等における競争と格差を全国にひろげることは許されない。また、担任手当の創設と障害児学級・学校担任への不支給、教職調整額増額と、それと引き換えの義務教育特別手当の削減、障害児学級・学校的教員に支給されている給料の調整額の削減等も、教職員間の格差、分断、障害児教育差別につながり、子どもと教育にも悪影響を及ぼし、ハラスメント増等、職場環境はさらに悪化することが危惧される。すべての教職員の処遇改善、正規教職員増、そして、ピラミッド型の学校体制ではなく、管理職と教職員という鍋蓋型の体制こそ、協力・共同の教育の保障、子どもの学びの保障、居場所としての学校をとりもどすことにつながるものと考える。

これまでの運動で、修正案では、授業の持ち時数縮減や中学校における35人学級等が入ったが、長時間労働の歯止めとなる教員への残業代支給制度の創設は盛り込まれず、主務教諭設置、担任手当創設等は入ったままであり、これでは、長時間過密労働・未配置解消にはつながらないことは明らかである。参議院では、こうした学校の実態と、どういう施策が長時間過密労働解消、そして学校で働く魅力をとりもどして未配置解消につながるのか、徹底して審議すること、さらに、教員への残業代支給を可能とし、トップダウンの学校施策の見直し、高校までの35人、30人学級実現、学校で働く全教職員の処遇改善、そのための教育予算の大幅増を強く求める。その実現のために、都教組は、職場、地域から声をあげ、全力でとりくんでいく。